

狭あい道路における建築パトロールを実施しました！

～セットバック部分の実態調査と拡幅整備の重要性をPR！～

建築基準法第 42 条第 2 項に定める道路（以下、「狭あい道路」という）は、幅員が 4 メートル未満と狭いため、私たちが日常生活していくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には、消防や救急活動に支障をきたします。そのため、本市では狭あい道路拡幅整備事業により道路の拡幅を促進し、安全で快適な災害に強いまちづくりを進めています。

一方で、建築物の建て替え等の際には、セットバック（※1）が必要となりますが、セットバック部分に、再び塀等を設置してしまうケース（以下、「再突出」という）や、プランター等の通行の障害となるもの（以下、「障害物」という）を置いてしまうケースがあります。

そこで、このような再突出や障害物の設置の状況を把握し、適切な維持管理の啓発による未然防止と、土地所有者等に向けて狭あい道路拡幅整備事業による整備のPRのために、パトロールを実施しました。

（※1）道路の中心線からの水平距離 2 m の位置までを道路とみなすため、その部分に建築物・塀等を築造できません。

1 パトロールの概要

- ◆実施期間 平成 28 年 2 月 8 日（月）～19 日（金）
- ◆対象地域 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区
- ◆対象物件 整備促進路線（※2）に接する土地において、平成 27 年 4 月 1 日～10 月 31 日までに検査済証が交付されている一戸建住宅（71 件）
- ◆調査方法 違反对策課と建築防災課の職員が対象地域を巡回し、確認しました。

（※2）「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」（平成 7 年施行）に基づき、特に整備の促進を図る必要があると認め市長が指定した狭あい道路。

2 パトロールの実施結果

◆建築物、塀等の再突出物件：1 件

対象の 71 件では、再突出はありませんでしたが、対象物件の付近においてセットバック部分に再突出して塀を工事していた物件が 1 件あり、建築基準法違反として指導を行っています。

◆障害物が置かれていた物件：6 件

建築基準法違反には該当しませんが、セットバック部分に通行上支障がある障害物が 6 件ありましたので、移動・移設をお願いしました。障害物の例としては、日常的に置かれているオートバイ、自動車、カラーコーン等がありました。

3 狭あい道路拡幅整備のPR活動

◆PR件数：304件

パトロールと同時に、整備促進路線沿いの建物に対して、セットバック部分の適正な維持管理を呼びかけるチラシ（図1）や、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づいた拡幅整備事業のリーフレット（図2）を配布し、本市の拡幅整備の取組や助成制度の内容についてPRを行いました。



図1

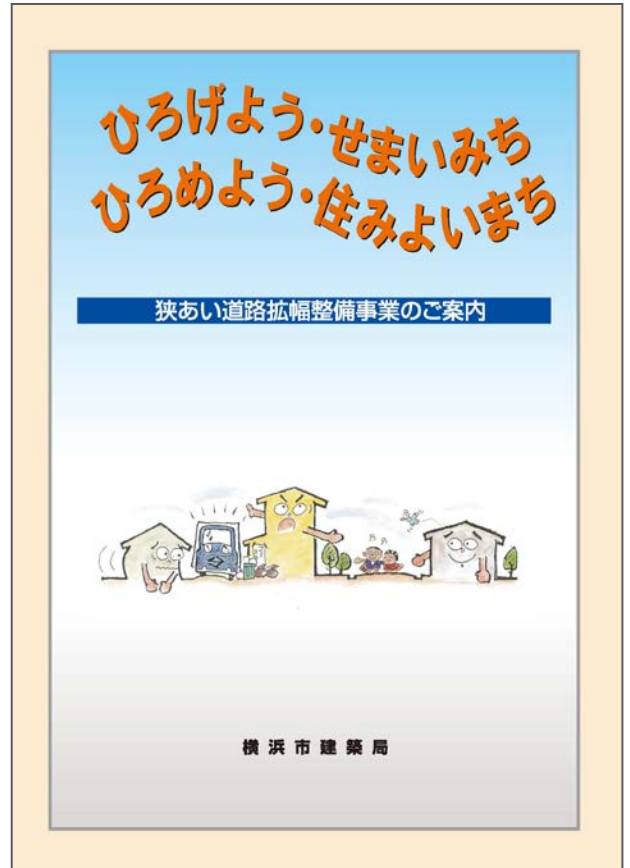


図2

4 今後の取組

- ◆パトロールを継続して実施することにより、セットバック部分の状態や維持管理の状況を把握していきます。
- ◆既にセットバックを行った土地の所有者等には、再突出の防止に向けてセットバック部分を道路形態に整備するように助成制度の活用を促すほか、障害物の設置防止に向けて、適切な維持管理を働きかけます。
- ◆これからセットバックを行う土地の所有者等には、拡幅整備事業のPR等により、助成制度を活用した塀等の除去・移設や舗装工事を働きかけます。

お問合せ先			
違反建築物の是正指導について	建築局建築監察部違反対策課長	畠 宏好	Tel 045-671-3855
狭あい道路の拡幅整備について	建築局企画部建築防災課		
	がけ・狭あい担当課長	加藤 暢一	Tel 045-671-2959